

学校法人札幌学園真駒内幼稚園園則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この幼稚園は、学校法人札幌学園真駒内幼稚園という。

(位 置)

第2条 この幼稚園は、札幌市南区真駒内曙町3丁目4番1号に置く。

(目 的)

第3条 この幼稚園（以下「本園」という）は、学校教育法の規定により幼児を保育し、
適当な環境を与えてその心身の発達を助長することを目的とする。

(入園資格)

第4条 本園に入園できるものは、満3才から小学校就学の始期に達するまでの幼児で、
所定の書類を提出し、面接に合格したものとする。

(収容定員)

第5条 本園の定員は280名とし、8学級に分ける。

(保育年限)

第6条 本園の保育年限は、1年・2年・3年および4年未満とする。

第2章 学年、学期、及び休業日等

(学 年)

第7条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第8条 学期は、次のとおりとする。

第1学期	4月1日から7月31日まで
第2学期	8月1日から12月31日まで
第3学期	1月1日から3月31日まで

(休業日)

第9条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日および日曜日
- (2) 国民の祝日
- (3) 夏季休業 7月22日から8月21日まで
- (4) 冬季休業 12月24日から1月22日まで
- (5) 春季休業 3月21日から4月7日まで

2 教育上特に必要があるときは、休業日に教育を行うことがある。この場合、教育日を

休業日に振り替えることがある。

- 3 非常変災その他急迫の事情があるとき、又は伝染病予防上必要があるときは、臨時に休業することがある。

第3章 教育課程及び教育週数等

(教育課程・教育週数)

第10条 教育課程及び教育週数は、幼稚園教育要領に従い園長が別に定める。

第4章 入園、退園、休園、修了及び表彰

(入園)

第11条 入園の手続きは、次のとおりとする。

- (1) 入園を希望する幼児の保護者は、入園願書等、所定の書類を指定の期日までに園長に提出するものとする。
- (2) 入園は、園長がこれを許可する。
- (3) 入園を許可された幼児の保護者は、指定の期日までに入園準備金等を納入するものとする。
- (4) 前号に定める手続きが指定の期日までに行われなときは、園長は入園の許可を取り消すことがある。

(退園・休園)

第12条 退園又は休園しようとする幼児の保護者は、その理由を付して所定の退園届又は休園届を園長に届け出るものとする。

(転入園)

第13条 転入園に関しては、第11条の規定を準用する。

(修了証書)

第14条 本園所定の教育課程を修了したものには、修了証書又は卒園証書を授与する。

(表彰)

第15条 園長は、心身の発達著しい園児、又は他の模範となる園児を表彰することができる。

第5章 教職員組織

(教職員組織)

第16条 本園の教職員は、次のとおりとし、必要に応じて増減する。

- | | | |
|--------|---------|----------|
| (1) 園長 | (2) 副園長 | (3) 総務 |
| (4) 主任 | (5) 教諭 | (6) 事務職員 |

(7) その他 (8) 園医 (歯科医を含む)

2 園長は、園務を処理し所属職員を監督する。

第6章 納付金

(納付金)

第17条 本園の保育料等は次のとおりとする。

納付金	(単位：円)	納入時期
保育料 (月額)	園児が居住する市町村が定める額	
入園検定料	2,000	申込時
入園準備金	30,000	受付時
施設設備資金 (年額)	25,000	入園時又は進級時
教材費 (年額)	21,000	入園時又は進級時

2 園児が在園中は、出席の有無にかかわらず保育料等を毎月所定の期日までに納入しなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合には、当該費目について減額することがあるものとする。

(1) 新制度移行時に在園する保護者の下記の費用

- ① 施設設備資金
- ② 教材費
- ③ 給食費 (前項とは別に定める額)
- ④ バス維持費 (前項とは別に定める額)

3 前項にかかわらず、次の各号の一に該当する場合には、入園準備金等を減免することがある。

- (1) 園児の家庭が火災・水害等不慮の災害を受け、保育料等の納入が著しく困難であると認められる場合。
- (2) 同時在園となる兄弟姉妹の場合は、第2子の入園準備金を所定額減免する。
- (3) 既に幼稚園の施設・設備の利用料相当額を支払済みの未就園児が入園する場合は、入園準備金から所定額を差し引くものとする。
- (4) その他、前各号に準ずるやむを得ない事由があるとき。

(返還)

第18条 保育料 (利用者負担額) の返還については、園児が居住する市町村の対応に準ずる。

2 保育料を除く既納の費用は、理由の如何にかかわらず返還しない。

3 但し、入園予定者で、入園日までに転勤・転居の理由で入園を取り消す場合、および

在園児が年度途中で転勤・転居の証明書がある場合に限り、前項の規定にかかわらず、保育料を除く既納の費用の一部を返還することがある。

第7章 補 則

(補 則)

第19条 この園則の実施に関し必要な事項は、園長が別に定める。

付 則

- 1 この園則は、昭和40年4月1日から施行する。
- 2 昭和42年4月1日 一部改正 (定員変更)
- 3 昭和47年4月1日 一部改正 (納付金変更)
- 4 昭和52年4月1日 一部改正 (納付金変更)
- 5 昭和57年4月1日 一部改正 (納付金変更)
- 6 昭和58年4月1日 一部改正 (納付金変更)
- 7 昭和59年4月1日 一部改正 (納付金変更)
- 8 昭和60年4月1日 一部改正 (納付金および定員変更)
- 9 昭和62年4月1日 一部改正 (納付金および定員変更)
- 10 昭和63年4月1日 一部改正 (納付金および組織変更)
- 11 平成1年4月1日 一部改正 (納付金変更)
- 12 平成2年4月1日 一部改正 (納付金変更)
- 13 平成3年4月1日 一部改正 (納付金変更)
- 14 平成4年4月1日 一部改正 (納付金変更)
- 15 平成5年4月1日 一部改正 (納付金変更)
- 16 平成7年4月1日 一部改正 (納付金変更)
- 17 平成8年4月1日 一部改正 (納付金変更)
- 18 平成13年4月1日 一部改正 (納付金変更)
- 19 平成15年12月1日 一部改正 (保育年限変更)
- 20 平成19年4月1日 一部改正 (納付金区分変更)
- 21 平成21年4月1日 一部改正 (納付金変更)
- 22 平成30年4月1日 一部改正 (子ども・子育て支援新制度移行に伴う変更)

(以上、予定稿)